

明治大学情報コミュニケーション学部学部間協定校留学誓約書

明治大学情報コミュニケーション学部長 殿

私は、明治大学情報コミュニケーション学部学部間協定校留学への出願及び参加にあたり、下記に記載されている諸事項を理解し、同意することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格が取り消されたり、明治大学情報コミュニケーション学部（以下本学部という。）の支援を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。

協定校留学に出願をするにあたり理解する事項

1. 協定校留学派遣候補者として選抜された後は、本学部が正当と認めたとき以外辞退は認められない。
2. 参加にかかる経費を渡航前に用意する必要性を理解し、事前に保証人または保護者の了解を得て出願する。また、留学にかかる所定の費用（本学学費、海外旅行保険費、派遣先大学宿舍費・学生保険費等）は、必ず定められた期日までに支払う。
3. 持病・アレルギー等健康状態に不安がある場合、事前にかかりつけ医等による診断を受け、許可を得て出願する。
4. 書類選考及び面接選考の上、参加の是非を判断する。応募者全員が留学できるものではないことを了承する。
5. 派遣先大学の所在する国・地域の安全上の状況によっては、本学部が派遣の中止・延期または帰国勧告を決定する場合がある。それらの場合に伴い発生した費用等について、本学部は責任を負わない。
6. 本学部において派遣候補者として選抜された者は、派遣先大学へ候補者として推薦されるが、派遣先大学による受入を保証するものではなく、派遣先大学が受入の最終決定を行う。
7. 協定校派遣留学志願書やその他提出書類に記載された個人情報、渡航や参加手続きの目的のため、派遣先大学、海外旅行保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社へ提供され、共有、利用されることに同意する。

参加確定後に必要な手続きに関する事項

8. 参加に必要な諸手続き（必要経費の支払い、宿舍手配、パスポートや査証の取得、保険加入、履修登録、派遣先大学指定の書類作成等）は責任をもって確認し、虚偽の記述をせず、指定期日までに進行。また諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加資格が取り消される場合があることを了承する。また、このことにより生じた損害等について、本学部は責任を負わない。
9. 留学先大学からの入学許可書受領後、留学に必要な諸手続き（所属学部における留学手続き、本学部における奨学金受給に関する手続き、その他資格課程に関する手続き等）は本人が責任をもって行う。
10. 安全保障輸出管理に関し、携行するデジタル機器等は全て本人のみが使用し、全て持ち帰ること、また、海外で提供する技術及び情報等は既に公知である、または軍事転用可能性のある設計、製造、使用にかかるものではない。
明治大学の安全保障輸出管理について：<https://www.meiji.ac.jp/koho/about/export/index.html>
11. 出発から帰国までを保険期間とする本学部指定の海外旅行保険への加入ならびに危機管理支援サービスの登録を行う。本学部指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先大学が指定する保険への加入を求められた場合は、双方の保険に加入することを了承する。

協定校留学期間中に関する事項

12. 留学期間中は、滞在国の法令、本学及び派遣先大学の規則を遵守し、指導教員、担当者等の指示に従うこと。また、自覚と自己の責任において、明治大学の学生として恥ずかしくない行動をとる。
13. 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学部は一切責任を負わない。
14. 留学期間中、留学先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
15. 留学期間中、派遣先大学で定める居住先がある場合は、その居住先に滞在する。
16. 協定校留学の趣旨を理解し、派遣先大学で学業等に励み、決められた講義等を履修する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。この場合、助成金返還、留学後の単位認定手続きが認められない等の措置がされる場合があること及び途中帰国に伴い発生した費用等について、本学部は責任を負わない。
17. 留学期間中、リスクを伴うアクティビティ（車・オートバイの運転を含む）への参加はしない。
18. 留学期間中に派遣先大学の国・地域の安全上の状況によって途中帰国勧告を本学部が決定した場合は、速やかにその指示に従う。その場合に発生した帰国に係る費用は学生本人が全て負担する。
19. 留学期間中は、本学部への現地到着報告、近況報告書提出を速やかに行う。
20. 留学先でのプログラム終了後、一カ月以内に日本へ帰国する。

協定校留学終了後に関する事項

21. 帰国後は速やかに学部において所定の手続きを行い、本学部の定める報告書を提出する。
22. 提出書類に含まれる個人情報を、本学部が主催する海外留学説明会等の行事の案内・催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験者談の執筆依頼などのために利用する場合があることを了承する。

申請者記入欄：

留学希望大学・学部	大学			学部
氏名		学部	情報コミュニケーション学部	
学生番号		学年・組・番号	年	組 番

保護者（保証人）記入欄 ※保護者（保証人）自筆のこと：

保護者（保証人）は、上記誓約書に記載されている事項及び学生本人の協定留学に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

署名年月日 年 月 日

氏名	印 （続柄： ）	連絡先	
住所	〒		